

## ◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

## I. 放送日 令和2年1月17日（金）放送分

## 今週の話題

- (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告
- (2) 令和元年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内
- (3) 令和元年台風第19号災害義援金等を送付について

## (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況〔1月9日（木）～1月15日（水）分〕

○お金の寄付は、	合計	18件	310,672円
内訳			
自由預託金		4件	90,520円
災害復興支援指定金（令和元年台風第19号災害義援金）		1件	78,600円
チャリティーボックス募金		6件	22,928円
年末助け合い募金		7件	118,624円

今週の主な寄付は、伊藤民謡会様より、高齢者のためにとご寄付下さいました。これは、1月に行われた第55回チャリティー民謡大会のときに来場者に呼びかけ寄せられた募金を寄せられた。

○品物の寄付は、手編みマフラー、額縁等、合計6件ありました。

個人の方から手編みマフラー他や、学校から額縁多数をご寄付下さいました。

## (2) 令和元年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

令和元年中に、豊橋善意銀行へ「維持会費」や「年末たすけあい活動」などへの寄付金をお寄せいただいた方は、税制面での優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるには、確定申告を行っていただく必要がございますが、この際に、「受領書」と、豊橋善意銀行への寄付が、税額控除の対象となることを証明する「証明書の写し」が必要になります。受領書は、ご寄付をいただく都度、発行しておりますが、銀行振り込みなどによりご寄付いただいた方で、まだお手元に受領書が届いていない方は、豊橋善意銀行までお電話にてご連絡ください。

また、「証明書の写し」は、豊橋善意銀行ホームページからダウンロードし、印刷してご使用いただくか、豊橋善意銀行事務局までお越しいただければお渡しさせていただきます。

ご不明な点がございましたら、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせいただくか、最寄りの税務署にご相談ください。

## (3) 令和元年台風第19号災害義援金等を送付について

令和元年台風第19号災害義援金をご寄付下さいまして感謝申し上げます。皆様から寄せられた令和元年台風第19号災害義援金5,353,853円を日本赤十字社から被災地にお送りしました。

また長野県台風第19号災害対策本部へ長野県にと指定された分109,053円をお送りしました。

豊橋善意銀行事務局 〒440-0806 豊橋市八町通5-9

電話 (0532) 52-7893/FAX (0532) 52-7894